

## 児童手当・特例給付の「現況届」を忘れずに!

現況届は、6月分以降の手当を受給するために必要な届け出です。児童手当・特例給付を受給 している方は、6月1日現在の状況をお知らせください。

受付窓□

保険年金課医療係 (市役所本庁舎1階5番窓口)

提出期限

6月28日金

対象となる受給者の方へ、6月上旬に現況届の用紙を郵送 します。窓口に直接お持ちいただくか、同封の返信用封筒に 切手を張り付けて投かんしてください。

2月~5月分の児童手当は、 6月5日(水)に振り込みます。 入金確認は翌日以降にお願い します。



#### 支給額(月額)

対象となる児童		支給月額	特例給付(※1)
3歳未満		15,000円	
3歳以上 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円	F 0000
	第3子(※2)以降	15,000円	5,000円
中学生		10,000円	

※1 特例給付…所得制限を超えた場合に支給

※2 第3子……監護、養育する児童のうち、18歳までの児童の 年齢順に第1子、第2子、第3子と数える

#### 所得制限限度額

扶養親族数	限度額	収入額の目安
0人	622.0万円	833.3万円
1人	660.0万円	875.6万円
2人	698.0万円	917.8万円
3人	736.0万円	960.0万円
4人	774.0万円	1002.1万円
5人	812.0万円	1042.1万円

問 保険年金課医療係☎355-6519



# 塩竈市独自の小中



~未来に羽ばたく塩竈っ子のために~

### しおがま「学びの共同体」による授業づくり

今年度で3年日を迎えた小中一貫教育では、市内すべての小中学校 で、どの子も「できる・分かる」喜びを味わえる授業づくりに取り組んで います。

この授業づくりは、来年度からスタートする新学習指導要領の中核 である「主体的・対話的で深い学び」による授業改善に先駆的に取り組む ものです。一人の教師が子どもたちに講義形式で行う「一斉授業」から、 子どもたちが対話を通して問題解決に取り組む「協同的な学びの授業」 への転換を図ります。



▲2人一組での協同的な学び



▲クラス全体での協同的な学び

この授業改革は、学校だけでなく、保護者、地域の皆さんの協力 もいただきながら、児童生徒と教職員、保護者、地域の三者が連携 して 「学びの共同体」を組織し、授業をより質の高いものにしてい くものです。

市ホームページに「塩竈市独自の小中一 買教育|のページを作成しました!取り組 みなどはこちらから見ることができます。





問 学校教育課学校教育係☎365-3216